

## 不利益処分の処分基準 個票

部課等名 福祉部障がい福祉課

番号 17

不利益処分の内容	障害児通所給付費の支給決定の取り消し
根拠法令及び条項	児童福祉法第21条の5の9第1項
関係条項	児童福祉法施行規則第18条の24 茅ヶ崎市障害児福祉規則第11条
処 分 基 準	<div style="text-align: center;">基 準</div> <div style="text-align: center;">(未設定の場合は その理由)</div> <p style="margin-top: 20px;">支給決定の取り消しについては、次の基準により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について</li> </ul>
参考事項	
設定等年月日	平成24年4月1日設定（      年      月      日最終変更）